

8 消費者政策 — 消費者保護の質的強化 —

横内 律子

目次

はじめに	1 EU 拡大と消費者政策
I EU の消費者政策の基礎の確立	2 消費者政策の質的転換
1 消費者政策の始点（1970年代～80年代前半）	III EU における消費者保護関連の法と組織
2 単一市場創設に伴う進展（1980年代半ば～90年代半ば）	1 消費者保護関連の指令
II 消費者政策の発展・強化	2 消費者保護を担う組織
	おわりに

はじめに

「消費者」の統一的な定義は、EUにおいても、また我が国においても、明確には存在しないが、「事業として活動する場合を除く個人」と解するのが一般的である⁽¹⁾。この消費者の、健康や安全、経済的な権利を保護する取り組みが、消費者政策である。

EUの消費者政策は、当初、EU (EC) 加盟各国において独自に発達してきたが、その後、欧州統合の進展に伴い、EU レベルでも強化されるようになり、国際的にみても、先進性を持っているとされる。我が国でも、製造物責任法（平成6年7月1日法律第85号）の制定⁽²⁾、消費者団体訴訟制度の導入（消費者契約法の一部を改正する法律：平成18年6月7日法律第56号）、消費者基本法の制定⁽³⁾（消費者保護基本法の一部を改正する法律：平成16年6月2日法律第70号）等に際しては、その議論の過程で、EUの消費者に関する指令や行動計画が参考にされた。

EUの消費者政策は、EU統合の柱の一つである、単一市場の形成と深く関わる形で進展してきた。消費者政策が強化された理由の一つは、単一市場において、消費者の利益を保護することが重要であると認識されていたためと考えられる。近年では、BSE（ウシ海綿状脳症）問題等を受け、消費者の安全に関する規制が強化される傾向もみられる⁽⁴⁾。

本稿は、先進的なEUの消費者政策について、EU統合の進展に伴う消費者保護の位置づけの変化と、具体的な行動計画や指令の制定等の動向をまとめることを目的としている。

なお、消費者政策が対象とする分野については、様々な捉え方がある。消費者の安全を保護

(1) 養輪 靖博「消費者信用法制の立法課題についての覚書」『クレジット研究』35号, 2005.10, p.92.; M.A. ダウゼズ（角田美穂子訳）「EU域内市場における消費者保護の法的基礎」『亜細亜法学』35巻2号, 2000.12, pp.153, 174.

(2) (社) 商事法務研究会『消費者の安全のあり方に関する研究会 報告書』2003, p.144.

(3) 基本法等制定の基礎となった報告書（『21世紀型の消費者政策の在り方について』2003）を策定した第18次国民生活審議会の議論において参考とされている。

(4) (社) 商事法務研究会 前掲注 (2) p.143.

し経済的利益を促進する意味で、競争政策や保健、食品安全の分野も「消費者政策」に含める場合もある⁽⁵⁾。しかし、これらの独立した政策・指令で主要な対策がとられているものについては、他稿に譲り⁽⁶⁾、本稿では、消費者契約や製品安全といった、事業者に対する個人としての消費者という側面に着目した対策を中心にとりあげる。また、近年、我が国では、消費者を自立した主体と捉え、消費者関連の政策を、「消費者保護」政策ではなく「消費者」政策と呼ぶ傾向がある⁽⁷⁾が、本稿では明確に区別せずに使用している。

I EUの消費者政策の基礎の確立

EUの消費者政策の明確な起点は、1970年代であり、その後、EUの政策の基礎となる基本条約の改正や、行動計画の策定を通じ、消費者保護の枠組みが、1990年代半ばまでに形成されていった。基本条約に表れた消費者保護の視点と、それに基づく行動計画の変遷をたどる。

1 消費者政策の始点（1970年代～80年代前半）

(1) 消費者政策の目的

欧州における共同体の形成は、1957年の欧州経済共同体設立条約（以下、EEC設立条約という。）が基礎となっているが、この条約には、消費者利益の保護についての明確な言及はない。1960年代になると、米国のケネディ大統領が消費者行政展開の起点となる『消費者利益の保護に関する特別教書⁽⁸⁾』を発表するなど、世界的に消費者保護の必要性が認識されるようになる⁽⁹⁾。EUにおいても、消費者団体の結成などの動きが見られた。1972年には、パリ加盟国首脳会談（サミット）が開かれ、EUにおける消費者政策の確立に向けた前向きな姿勢を初めて示した。

(i) EEC設立条約（1957年）

EEC設立条約では、消費者保護について直接的には触れられていないが、市民の生活や労働環境の改善についての記述の中に、消費者の利益保護の考え方に通じるものがある。前文には、共同体の基本的な目的の一つとして、市民の「生活・労働環境を常に改善すること」を挙げている。第2条では、共同体における生活水準や生活の質の向上を促進することは、共同体の役割の一つであるとしている。

消費者の利益の促進に通じるものは、他分野に関する条文の中にもみられる。共通農業政策は、農産物が適切な価格で消費者に届くように保証することが、目標であるとしている（第33条（旧第39条）第1項(e)⁽¹⁰⁾）。競争政策の部分では、独占的地位の濫用の代表事例として、「製品や市場、技術的進歩を制限することにより、消費者の権利を侵害する」ことが挙げられている（第82条（旧第86条）(b)）。

(5) 実際に、近年のEUでは、これらの分野の政策について、より明確に消費者保護の視点が導入されたり、消費者政策と連携して推進されたりする傾向がみられる（II章参照）。

(6) 一例として、食品安全分野については、右論文が挙げられる。樋口修「EU食品安全政策の展開と動向—中・東欧諸国等へのEU拡大の影響を中心に—」『レファレンス』668号, 2006.9, pp.60-81.

(7) 一例として、2004年の改正により、「消費者保護基本法」の題名が「消費者基本法」に変更されるなど。

(8) John F. Kennedy, "Special Message to the Congress on Protecting the Consumer Interest, March 15, 1962." *Public Papers of the Presidents of the United States*, John F. Kennedy, 1962, U. S. Government Printing Office, 1962.

(9) 多田吉三ほか著『消費者問題の理論と展開』晃洋書房, 2002, pp.7-10.

(10) 条約番号については、現番号と制定当時の旧番号を併記。以下同様。

EEC 設立条約においては、消費者利益の保護は、より重要で幅広い目的をもった共同体の他分野の政策の「副産物」と捉えられていたと考えられる⁽¹¹⁾。

(ii) パリ加盟国首脳会談 (1972年)

パリ加盟国首脳会談では、共同体の市民の生活水準を向上させるための行動の必要性が確認されたばかりではなく、さらに、この「生活水準の向上」が、消費者の経済的な利益に加え、消費者の健康と安全を守ることをも意味すると、公式に定められた⁽¹²⁾。この加盟国首脳会談は、消費者利益の促進を明確に目指した、EU の消費者保護の取り組みの起点になったといえよう。

(2) 最初の基本計画

パリ加盟国首脳会談で消費者政策の必要性が認識されたことを受けて、1975年に、EU の消費者保護政策の基本となる「消費者保護・情報政策のための予備計画⁽¹³⁾」(以下、「1975年の計画」という。)が、閣僚理事会で採択された。この計画では、消費者の権利や、消費者政策の基本的な目的、原則、優先的に整備されるべき対策が定められている。その概要は下記の通りである。

まず、消費者の基本的な権利として、消費者の利害を集約した、次の5点が挙げられている。

- (a) 健康と安全が保護される権利
- (b) 経済的利益が保護される権利
- (c) 救済される権利
- (d) 情報と教育に対する権利
- (e) 意見を表明する権利 (聞いてもらう権利)

また、消費者政策の目標として、上記の各権利に対応した形で、次の事項が挙げられている。

- A 健康および安全に対する危険から消費者を有効に保護すること
- B 消費者の経済的利益が損害を受けまいよう有効に保護すること
- C 助言、援助、および補償を受けるための十分な手段
- D 消費者への情報提供と消費者教育の改善
- E 消費者利益に影響する決定を行う場合、消費者と協議し、その意見を代表すること

次いで、これらの事項に関連する政策の、一般的な指針と優先事項が挙げられている。

- A 商品・サービスは、通常の利用条件において、消費者の健康・安全を脅かすものであってはならないこと、等。重点分野は、食材、化粧品および洗剤、家庭用品および耐久消費財、自動車、繊維製品、玩具、危険物質、等。
- B 商品・サービスの購入者は、販売者の力の濫用から保護されるべきであること、等。優先事項は、消費者信用に関する状況の改善、虚偽・誤解をまねく広告からの保護、不公正な商業上の慣行からの保護、商品の保証、等。
- C 消費者は、欠陥商品から受けた損害等について、助言や援助を受けられるべきであり、また、補償を受ける権利を持つこと。

(11) Paola Nebbia and Tony Askham, *EU consumer law*. Richmond: Richmond Law & Tax, 2004, pp.5-6.

(12) 同上 p.6.

(13) Council resolution of 14 April 1975 on a preliminary programme of the European Economic Community for a consumer protection and information policy., OJ 1975, C 92/1. (邦訳にあたっては、「ヨーロッパ共同体 (EC) 消費者保護・情報政策の予備計画」『海外生活情報 昭和52年度 4号』国民生活センター情報管理部, 1977, pp.21,25-37.; 田辺智子・横内律子「諸外国における『消費者の権利』規定」『調査と情報』448号, 2004.3.31, p.3. を参照した。)

D 商品・サービスを評価・選択するため、十分な情報が入手できるべきであること。また、全ての年代の市民が自らの権利や責任を自覚した識別眼ある消費者として行動できるように教育するための手段が講じられるべきであること。

E 消費者は、消費者に関する決定がなされる時に、見解を尋ねられ、それを述べる事が許されるべきであること。

「1975年の計画」は、EEC 設立条約の、共同体の役割を規定した第2条等を根拠としており、計画の内容を、その後4年間で全て実行することを目指していた。しかし、後述するように、この時期には、消費者分野における共同体の法的権限は、条約によって裏付けられていなかったため、計画が提示した対策は、指令の制定等の規制的な性質を持つものとはならず、関連研究の促進や調整、情報の普及・啓発、加盟国間の協力手段の創設等に、ほぼ限られていた⁽¹⁴⁾。また、「計画」という枠組み自体も、共同体の法規（規制・指令・決定・勧告および意見）には当たらず、法的拘束力を持たなかった⁽¹⁵⁾。1981年に策定された5カ年の第二次計画⁽¹⁶⁾も、「1975年の計画」の内容を維持、確認するにとどまった。

消費者保護に関する予備計画の策定は、EUの消費者分野における重要な出来事であったが、計画の内容を実行に移すためには、条約による明確な消費者保護の根拠の規定を待たなければならなかった。

2 単一市場創設に伴う進展（1980年代半ば～90年代半ば）

（1）消費者政策の法的な根拠

EUの深化と拡大の柱の一つに、物、人、サービス、資本等の自由な移動が保証された領域を指す「単一市場」の形成⁽¹⁷⁾がある。単一市場の創設は、消費者に重大な影響をおよぼすものであり、逆に、消費者の保護が不十分である場合には、単一市場は正常に機能しないともいえる⁽¹⁸⁾。単一市場の形成は、1985年の域内市場統合白書⁽¹⁹⁾の採択によって本格化した。この時期は、単一市場の創設に力点が置かれたため、消費者政策についても、単一市場政策の影響が顕著であった。1987年には、1992年末までに単一市場を完成させることを明記した単一欧州議定書が発効し、その中で、消費者保護の重要性が初めて成文化された。以後、消費者保護分野の原則は、単一市場政策の枠内で考えられるようになった。その後、単一市場が完成をみると、共同体における経済統合の一層の進展と政治統合の前進を定めたマーストリヒト条約が1993年に発効した。この条約には、消費者政策に関する独立した条文が初めて設けられ、形式上、消費者政策を単一市場政策から独立させるものとなった。

（i）単一欧州議定書（1987年）

EEC 設立条約と比べると、単一欧州議定書には、消費者に関する重要な内容が追加されて

(14) Nebbia and Askham 前掲注 (11) pp.6-7.

(15) ただし、この計画は、EC 裁判所においては、EC 法の一部として捉えられているといわれている (M. マーティネック (入稲福智訳) 「資料 EU の消費者保護法に関する一考察」『法学研究』73巻7号, 2000.7, p.52.)。

(16) The Council Resolution of 19 May 1981 on a second programme of the European Economic Community for a consumer protection and information policy., OJ 1981,C 133/1.

(17) 単一市場創設の目的は、人・物・サービス・資本等の自由な移動を妨げる非関税障壁を撤廃し、域内において効率的な資源配分を行うことにより、欧州経済の競争力を高めることにある。

(18) マーティネック 前掲注 (15) p.56.

(19) "Completing the Internal Market", White Paper from the Commission to the European Council (COM(1985) 310 final).

いる。単一市場が完成・機能するための対策を規定した第95条（旧第100a条）が新規に導入されたが、その第3項は「欧州委員会は、消費者保護に係る発議において、高い水準の保護を行うことを基本とする」と規定している。これにより、消費者保護は、欧州委員会の活動の目的の一つとみなされ、消費者政策にそれまで存在しなかった条約上の根拠が付与されたのである。

（ii）マーストリヒト条約（1993年）

マーストリヒト条約は、消費者政策を、共同体全体として推進すべきものと位置づけた。第153条（旧第129a条）第1項は「共同体は下記の事項によって、消費者保護の達成に貢献することとする」とし、次の(a)、(b)を挙げている。

- (a) 単一市場の完成に関連して、第95条（旧第100a条）に準じて採用される措置。
- (b) 消費者の健康・安全と経済的利益を保護し、消費者に十分な情報を提供するために、加盟国が追求する政策を助け補う明確な行動。

この第1項(b)が、欧州レベルの条約で、消費者政策を独立して規定した最初の条文となった。これにより、消費者政策は、単一市場完成のための要素の一つと捉えられていた時期（単一欧州議定書後）と比べ、少なくとも形式上は、単一市場政策、通貨統合政策、共通農業政策等と同じように、欧州委員会のみならず、共同体全体として推進されるべき共通政策としての地位を得たのである⁽²⁰⁾。

この時期に制定された単一欧州議定書とマーストリヒト条約は、消費者政策に条約上の根拠を与えたばかりでなく、消費者政策の単一市場政策からの独立と共通政策としての地位の確立を実現させた。その意味で、EUの消費者保護における画期的なものであったといえよう。

（2）単一市場実現に向けた計画

条約の規定により消費者政策の根拠が確立してきた、この時期の消費者関連の行動計画は、単一欧州議定書に描かれた単一市場の完成という目標の影響を、強く受けている点が特徴である。以下で、行動計画等の概要を述べる。

（i）消費者保護の将来の方向性に関する第三次決議（1986年）

1975年および1981年の計画に続いて出された、1986年の「消費者利益の保護と促進のためのEECの政策の将来の方向付けに関する第三次決議⁽²¹⁾」は、消費者が、単一市場から利益を得ることを可能にする点を強調している。従来計画に比べ、消費者の権利についての言及は減って、消費者を市場統合の受益者として扱っている。消費者の権利よりも、市場における消費者の選択肢の拡大が、重要なテーマになったといわれている⁽²²⁾。

（ii）第一次3カ年行動計画（1990-92年）

1989年11月の理事会決議⁽²³⁾は、単一市場の完成から生じる消費者の利益を、再度強調している。また、「消費者政策のための欧州委員会の第一次3カ年行動計画⁽²⁴⁾」（対象期間は1990-92年）でも、単一市場に対する消費者の信頼を得るのに役立つという理由から、主要な対象分野とし

(20) 井上裕司「非国家的国際行為主体と国際機構：EU政治過程における消費者団体と欧州諸機構を事例として」『名古屋大学法学論集』211号, 2006.3, p.17.

(21) The Council resolution of 23 June 1986, OJ 1986, C 167/1.

(22) Stephen Weatherill, *EU consumer law and policy*. Cheltenham: Edward Elgar, 2005, p.9.

(23) The Council resolution of 9 November 1989, OJ 1989, C 294/1.

(24) The three-year action plan for consumer protection policy in the European Economic Community (1990-1992) (COM(1990)98 final).

て、消費者情報、消費者安全、消費者取引等が選ばれており、消費者政策は、単一市場政策に資するためのものと捉えられている⁽²⁵⁾。

(iii) 第二次3カ年行動計画(1993-95年)

消費者政策を単一市場政策から独立させたマーストリヒト条約が採択された後の、「第二次3カ年行動計画⁽²⁶⁾」においても、消費者政策の必要性は、単一市場と関連づけられていた⁽²⁷⁾。この計画は、消費者の単一市場に対する信頼を高めるために重要と思われる分野(消費者情報、司法へのアクセス、消費者の健康と安全等)において、共同体が果たすべき役割を述べており、完成した単一市場において、EU市民が、消費者として積極的に行動できるように保証することに注力するものであった。

以上のように、1970年代から90年代半ばまでは、EUにおける消費者保護の必要性が明確に認識され、政策の基本原則が定められた。さらに、この期間は、条約による法的な裏付けの付与や、単一市場政策の影響を受け、消費者政策の基礎が確立した時期であった。

II 消費者政策の発展・強化

EUの消費者政策の基礎は、前章でみたように、1990年代半ばまでにほぼ確立された。1990年代から今日に至る期間には、EU加盟国の増大や、BSE問題等の新たな脅威の出現を受けて、EUの消費者政策はさらに質的な変化を遂げた。以下では、その発展・強化の過程を概略する。

1 EU拡大と消費者政策

1987年の単一欧州議定書以降、単一市場の発展にとって消費者保護は必須であるとの政策理念と、EU域内において高水準の消費者保護を保証するとの政策目標は、現在まで維持されている。1990年代後半からは、さらに、「消費者政策として独立した強化⁽²⁸⁾」(消費者政策の質的転換)が図られた。

この時期には、BSE問題に代表されるように、市場に流通する物・サービスの安全性の欠如が、消費者に深刻な影響を与えるとともに、対応の不備が大きな社会問題となった⁽²⁹⁾。近年の、経済・社会の多様化と、加盟国の増大にともない、ひとたび消費者被害が発生すると、広域化する恐れも強くなっている。このような状況下で、EU域内における「共通した高水準」の保護を実現するため、消費者政策の強化への要請も高まっている。

拡大を続けるEUにおいて、有効な消費者保護を行うためには、まず、加盟国が協力して消費者政策を推進する必要がある。また、特に、消費者の生活の安全に係る分野においては、単一市場の形成に付随するものとしてではなく、消費者保護を最優先にした対策をとることも必要となっている。具体的には、(A)消費者保護の視点を他分野の政策にも浸透させること(特に食品安全や保健等の分野については、「消費者政策」として、種々の対策を総合的に推進する)(B)消費者の視点からみた利益保護を行うこと(その手段として、消費者政策推進への消費者の参加を促進する)が、その主要な焦点となっている。

(25) Weatherill 前掲注 (22) p.10.; Nebbia and Askham 前掲注 (11) pp.28-29.

(26) The second commission three-year action plan 1993-1995 (COM(1993)378 final).

(27) 井上 前掲注 (20) p.17.

(28) 同上 p.18.

(29) 樋口 前掲注 (6) p.62.

以下では、有効な消費者保護のために必要な点をまとめる。

(1) 加盟国間の協力

消費者の保護を確実なものにするためには、指令の制定だけではなく、その執行・定着に向けた、加盟国間の協力や、共同体による加盟国支援も重要である。EUの拡大の過程においては、加盟国間の様々な格差が問題となっているが、消費者保護の分野もその例外ではない⁽³⁰⁾。協力の枠組みの強化には、そうした格差を埋める意味もあるといえる。

加盟国間協力の考え方の端緒は、1985年の委員会の通達⁽³¹⁾にみることができる。この通達は、消費者対策の改善のためには、立法の促進だけではなく、加盟各国が法律を適切かつ効果的に施行できるようにする特別な配慮が必要であり、そのためには、より緊密な加盟国間の協力が欠かせないことを、初めて明確に認めた⁽³²⁾。共同体レベルでの取り組みの強化は、消費者保護政策が発達していなかった、南欧の加盟国（ギリシャ等）⁽³³⁾における消費者保護の水準を向上させる効果もあったといわれている⁽³⁴⁾。

その後のマーストリヒト条約や、第二次3カ年行動計画等においても、加盟国における政策施行への支援、加盟国間の協力を発展させるための分析の促進等が継続された。また、中東欧の後発の加盟国が消費者政策を発展させるための支援も重視されている。

(2) 消費者保護の視点の浸透

EUの他分野の政策にも消費者保護の概念を導入することは、従来から、消費者政策の目標とされてきた。1986年12月に採択された「他の共通政策への消費者政策の統合についての理事会決議⁽³⁵⁾」は、共同体の他分野の政策において消費者利益を一層考慮すること、消費者政策を、単一市場政策や他の共通政策等と、よりよい方法で統合することを目指したものであった。

(3) 消費者政策の推進に消費者が関与すること

消費者としての能力の強化や、消費者政策の策定に消費者自身が能動的に関与するということは、「1975年の計画」の時点から考慮されていた。近年、消費生活が複雑化していることや、消費者保護の視点を導入すべき分野が拡大していることから、立法による規制にとどまらない対策や、消費者政策に消費者の視点を導入することも必要となっている。その結果、消費者が、自主的かつ適切に行動することや、消費者政策の推進に関与することが重要となってきた⁽³⁶⁾。

(30) 2007年1月にEUに加盟したブルガリア、ルーマニアは、食品安全等の分野において、加盟前にEUの安全基準を完全に満たすことはできず、加盟後も移行措置がとられることとなっている（「ルーマニアとブルガリアの環境・食品安全性分野におけるEUへの統合状況と課題」『ユーロトレンド』2006.11.<<http://www.jetro.be/jp/business/eurotrend/200611/0611R2.pdf>>；「新規加盟予定2カ国の食品安全・動物衛生分野における移行措置などを承認」『月報 畜産の情報（海外編）』2007.1.<<http://lin.lin.go.jp/alic/month/fore/2007/jan/top-eu03.htm>>）。

(31) A new impetus for consumer protection policy(COM(1985)314 final).

(32) Nebbia and Askham 前掲注(11) p.27.

(33) 1981年にギリシャ、1986年にスペイン・ポルトガルがEUに加盟。

(34) 井上 前掲注(20) p.14.

(35) The Council resolution of 15 December 1986, OJ 1987,C 3/1.

(36) 内閣府国民生活局『諸外国における消費者団体訴訟制度に関する調査』2004.9, p.28.; 第20次国民生活審議会第1回消費者政策部会 配布資料6『EUにおける消費者教育等の取り組みについて』2005.11.14, p.1.

2 消費者政策の質的転換

(1) 消費者政策の裏づけの強化

消費者政策の地位を確立させたマーストリヒト条約は、1997年にアムステルダム条約へと改正された。アムステルダム条約は、消費者の権利を明確に示すとともに、消費者支援対策のさらなる強化・充実を目指すことを確認した。この傾向は、2001年のニース条約や、欧州憲法条約、その他の行動計画においても、維持されている。

(i) アムステルダム条約 (1999年)

1999年に発効したアムステルダム条約により、消費者保護分野におけるEUの権限や責任はさらに拡大した⁽³⁷⁾。アムステルダム条約の第153条第1項は、「共同体は、消費者利益を促進し、消費者保護を高い水準で実現するため、消費者の情報を知り教育を受ける権利および自らの利益を守るために組織を結成する権利の促進と共に、消費者の健康・安全・経済的利益の保護に貢献する」と定めている。消費者政策の目的を明確に示すと同時に、消費者の権利に触れる内容であり、消費者の能力強化の方向性がみられる。

また、第2項は、共同体が他分野の政策や活動を策定し、実行する際には、消費者の要請を考慮に入れることとしている。共同体の全ての活動における一貫した消費者の保護を求めており、他分野の政策への消費者保護の視点の浸透が表れているといえる。

さらに第3項(b)は、「共同体は、加盟各国が追求する政策を支援し、補完し、監視する施策をとることにより、第1項で言及された目的の達成に貢献すること」としている。これは、BSE危機を受けて、消費者の健康・安全・経済的利益への脅威を事前に除去する「予防原則」の根拠を明確化したものである⁽³⁸⁾。

(ii) ニース条約 (2001年) および欧州憲法条約

2001年に合意されたニース条約、および欧州憲法条約における、消費者政策の方向性については、アムステルダム条約から大きな変化はない。

ニース条約においては、欧州委員会の諮問機関である経済社会評議会に、消費者代表が参加することが規定されており(第165、257条)、消費者政策推進への消費者の参画を促進する方向性が示されている。

欧州憲法条約の第三部の第120条および第235条は、アムステルダム条約の第153条にほぼ対応する内容を定めている。欧州憲法条約には、2000年のEUの基本的権利憲章が統合され、基本的権利憲章が法的拘束力を持つことになるが、基本的権利憲章の第38条は、「EUの政策は高水準の消費者保護を確立するものである」としている⁽³⁹⁾。ここには、消費者保護の視点の浸透が表れているといえる。

(2) 消費者政策の戦略的な推進

EUの消費者政策は、マーストリヒト条約によって独自の法的根拠を付与されたが、その後さらに強化されていることは、90年代後半以降に策定された消費者計画からもうかがうことが

(37) 駐日欧州委員会代表部『EUを知るための12章』2006.6, p.31. < <http://jpn.cec.eu.int/data/current/5-3-1.pdf> >

(38) 福田耕治「EU食品安全政策と欧州食品安全庁の創設」寄本勝美ほか編『行政の未来』成文堂, 2006, p.363.

(39) 第18次国民生活審議会消費者政策部会 資料3『海外における消費者行政』2002.6.26. < <http://www.consumer.go.jp/seisaku/shingikai/bukai5/shiryos3-2.pdf> >

できる。なお、最新の戦略である「保健・消費者保護戦略 2007-2013」は、消費者政策を保健分野の政策と組み合わせて推進するという方向性を打ち出している点に特徴がある。

(i) 消費者重視の姿勢

欧州委員会は、「第三次消費者政策 3 カ年行動計画 1996-98⁽⁴⁰⁾」(以下、「第三次 3 カ年計画」という。)において、単一市場政策から独立した消費者政策の重要性について述べるとともに、優先課題を挙げた⁽⁴¹⁾。その後の「消費者政策行動計画 1999-2001⁽⁴²⁾」や、「消費者政策戦略 2002-2006⁽⁴³⁾」に掲げられた消費者政策は、単一市場が消費者にもたらす利益の最大化と⁽⁴⁴⁾、高水準の消費者の健康・安全・経済的利益の尊重等を目標としている。「消費者政策戦略 2002-2006」においては、消費者の利益は、EU の政策策定の中心に位置づけられると明記している。

前述の消費者保護促進の観点からみると、この時期には、消費者が政策推進に参画することや、消費者の自立を促進する動きが特に顕著となった。アムステルダム条約には、情報を知り教育を受ける消費者の権利、自らの利益を守るために組織を結成する権利等を支援する共同体の義務が記述されていた。第三次 3 カ年計画や、「消費者政策行動計画 1999-2001」、「消費者政策戦略 2002-2006」においても、消費者教育や消費者への情報提供の強化等を通じて、消費者の自立促進、政策決定に対する発言力の強化が図られている⁽⁴⁵⁾。

また、「消費者政策戦略 2002-2006」は、他分野と連携せずに消費者政策が発達することは不可能であるとしている。その上で、他分野の政策に消費者利益を反映させるために、全ての共同体の政策に、保健および消費者政策の目標を組み入れるとしている。

(ii) 最新の戦略および計画の動向

2005年に欧州委員会は、2007年以降の消費者政策の方向性を示す新たな「保健・消費者保護戦略⁽⁴⁶⁾」を採択した。この戦略の特徴は、消費者の安全を確保するために、消費者関連政策と保健分野の対策を組み合わせて推進することを目指している点である。BSE 問題が深刻となった1996年以降は、食品安全政策や農業政策を含めた消費者に関連する政策が、消費者保護の視点から再編された⁽⁴⁷⁾。こうした動きは、消費者保護の概念を隣接領域にも浸透させるものであり、消費者政策の質的な強化と捉えることができる。

「保健・消費者保護戦略」では、消費者保護と保健衛生分野の共通目標として、下記 3 点が挙げられている。

- ① 個人でコントロール可能な範囲を超え、個々の加盟国が単独では効果的に対処できないリスクや脅威(健康への脅威、安全性を欠く製造物、不公正な商慣行)から市民を保護する。
- ② 市民が自分の健康や消費者利益について、よりよい決断を下す能力を増大させる。
- ③ 健康と消費者問題を、政策策定の中心に位置づけるために、全ての共同体の政策に健康と

(40) Priorities for Consumer Policy 1996-1998 (COM(1995)519 final).

(41) 井上 前掲注 (20) p.22.

(42) Consumer Policy Action Plan 1999-2001 (COM(1998)696 final).

(43) Consumer Policy Strategy 2002-2006 (COM(2002)208 final).

(44) Weatherill 前掲注 (22) pp.23-24.

(45) 井上 前掲注 (20) p.22.; 内閣府 前掲注 (36) pp.27-28.

(46) "Healthier, Safer, more confident citizens: a health and consumer protection strategy" and Proposal for a Decision establishing a programme of Community action in the field of Health and Consumer Protection 2007-2013 (COM(2005)115 final).

(47) 樋口 前掲注 (6) pp.63-64.

消費者政策目標を組み入れる。

さらに、消費者分野独自の目標として、下記2点が挙げられている。

④ 全てのEUの消費者に、安全や、経済的利益に対する脅威からの、共通の高水準の保護を保障すること。

⑤ 消費者が自らの利益を増進させる能力を高める。すなわち消費者の自助努力を支援すること。

上記②と⑤は、市民が自己判断する能力を増進させようというものであり、消費者の自立促進の観点が存在している。また、③からは、消費者保護の視点の浸透がうかがえる。

なお、2006年には、消費者政策のみに関するさらに詳細な計画「消費者政策分野における共同体の行動に関する計画(2007-2013)⁽⁴⁸⁾」が採択された。計画の目標はアムステルダム条約第153条の内容に添っており、その実現のために特に重要な行動として下記が挙げられている。

① 消費者政策の基礎となるデータや情報の収集・分析を促進し、政策に消費者利益をより反映させるための消費者団体への支援等を行うことにより、高水準の消費者保護を確保すること。

② 加盟国の消費者保護法の実施における協力や、消費者への情報・助言の提供、消費者教育を通じて、消費者保護関連規則を効果的に適用すること。

この計画にも、前節で挙げた、加盟国間の協力、消費者の関与等の視点が表れているといえる。

以上のように、現在および今後のEUの消費者政策は、質的強化の方向にある。消費者に関する様々な分野の政策を、総合的に進めるとともに、消費者政策推進への消費者の参加を重視する傾向が鮮明になっている。

III EUにおける消費者保護関連の法と組織

I・II章では、消費者政策の発展の過程をみてきたが、ここでは、それを具体化する指令の制定状況と、政策を実際に推進する関連組織の動向について述べる。

1 消費者保護関連の指令

EUにおいて、消費者関連指令の制定が促進された主な要因としては、I・II章でみたように、条約に指令制定の根拠が定められたこと、条約の改正に伴い指令制定に関わる各主体の権限が強化されたことが挙げられる。また、実態面においては、このほかに、単一市場政策を促進するためにも必要であった。EUの消費者政策の進展は、単一市場の形成と結びついてきたため、具体的な消費者関連の対策も、域内における商品やサービスの円滑な移動に資するもの等が先行して実現した。単一市場の完成を重視するこうした傾向は、1993年のマーストリヒト条約の発効までは顕著であった。しかし、その後、消費者保護の視点がより重視されるようになり、消費者の経済的な利益の保護や包括的な消費者安全対策も徐々に整備されていった。

これまでは、事前の規制よりも、消費者への情報提供や事後的な救済措置を充実させる方法が優先してとられる傾向もあった。しかし、近年は、消費者の自立を促しつつも、BSE問題等を踏まえ、指令制定以外の対策を含む事前の規制策が広範に整備されている。また、指令の

(48) Decision 1926/2006/EC of the European Parliament and of the Council of 18 December 2006 establishing a programme of Community action in the field of consumer policy (2007-2013), OJ 2006, L 404/39.

対象分野でも、製品・サービスの安全性等に関するものだけではなく、事業者と消費者の取引に関する法整備が進展している。さらに、法の形態の面では、これまで、個別の製品の種類や取引の業態ごとに策定されていた範囲の狭いルールが、消費者重視の観点から、主要な分野ごとに一般法が整備され、包括的な規制が行われるようになった⁽⁴⁹⁾。

これまでに制定された消費者関連の主な指令とその概要をまとめたのが表1である。

表1 消費者保護関連の主要な指令

年	指令名(略称)	分類*	内容
1976	化粧品(768/EEC)	a	化粧品の成分、ラベル・包装、広告に関する規定。
1984	誤認広告(450/EEC)	b	誤認させる広告の基準を規定。
1985	製造物責任(374/EEC)	a	製造者・輸入業者に、製品の欠陥から生じた損害につき無制限に責任を負わせる。
	訪問販売等(577/EEC)	b	消費者に契約撤回の権利について通知する義務等を規定。
1987	消費者信用(102/EEC)	b	消費者への情報開示等について規定。
1988	玩具安全(378/EEC)	a	子どもが利用する製品の安全性を規定。
1990	パック旅行(314/EEC)	b	広告の基準、キャンセル時の賠償等を規定。
1992	一般製品安全性(59/EEC)	a	消費者製品全般の安全性の確保。
	医薬品(28/EEC)	a	事前許可の必要性等を規定。
1993	不公正条項(13/EEC)	b	契約の際に事業者の力の乱用から消費者を保護するための、統一的な法の準則の採用。
	CEマーキング(68/EEC)	a	安全性基準に沿った製品にマークを付与する。
1994	不動産の利用権(47/EC)	b	タイムシェア契約における撤回権行使の手続き等を規定。
1997	誤認広告(55/EC)	b	1984/450/EECの改正。比較広告に関するルールの追加。
	遠隔地取引(7/EC)	b	消費者への情報提供義務や、消費者の無条件解約等を規定。
	化粧品(18/EC)	a	1976/768/EECを適宜改正。化粧品の成分表示等を規定。
1998	消費者信用(7/EC)	b	1987/102/EECの改正。信用条件に関する規定。統一的な実質年利の計算法の導入等。
	差止請求(27/EC)	b	不当な販売行為を防止する差止め請求について規定。
	価格表示(6/EC)	b	販売価格等について表示義務を課す。
1999	商品の販売・保証(44/EC)	a・b	商品の保証書等について各国の法令を調整。
	製造物責任(34/EC)	a	1985/374/ECの改正。未加工の一次農産物を適用対象として追加。
2000	食品の表示・広告(13/EC)	a	表示の義務項目や表示方法について規定。
	電子商取引(31/EC)	b	事業者が示すべき情報、宣伝方法等を規定。
2001	一般製品安全性(95/EC)	a	1992/59/ECの改正。製品の安全性に関する情報流通の強化。
	食品の表示・広告(101/EC)	a	2000/13/ECの改正。表示や広告に関する基準の統一。
	医薬品の臨床実験(20/EC)	a	望ましい臨床行為の原則を規定。
2005	商業上の不公正行為(29/EC)	b	消費者の判断を誤らせるような行為や、執拗な勧誘等の、商業上の不公正な行為の禁止。
	食品の表示・広告(63/EC)	a	2000/13/ECの最新の改正。アレルギーを引き起こす物質の表示に関する規定の訂正。

*分類：aは製品の安全基準(健康安全)、bは消費者取引の適正化(経済的利益)に関する指令。
(出典)内閣府 前掲注(36) pp.26-27.; 国民生活審議会 前掲注(39) などをもとに作成。

以下では、時間軸に沿って、指令制定の動向を詳しくみていくこととする。

(49) (社) 商事法務研究会 前掲注(2) pp.143-144.; フリードリヒ・エーベルト財団ホームページ「ヨーロッパの消費者政策」 <<http://www.festokyo.com/euverb.htm>>

(1) 指令制定の停滞 (1980年代半ばまで)

1980年代半ばまでは、消費者保護関連の指令はほとんど成立していない。その理由として、1985年の欧州委員会の通達⁽⁵⁰⁾は、EEC 設立条約に消費者保護関連の明確な記述がなかったため、共同体としての消費者政策の推進が法的な根拠を欠いていたこと、指令採択の投票手続きが全会一致であったこと等⁽⁵¹⁾を挙げている。

(2) 単一市場創設の影響 (1980年代半ば～マーストリヒト条約 (1993年))

80年代半ば以降、消費者保護関連の重要な指令が制定されるようになった。それは、以下のような理由によるものであった。①1987年の単一欧州議定書により、消費者保護が欧州委員会の活動の目的として認識されたこと、②EU 理事会の指令採択において特定多数決⁽⁵²⁾制が導入されたこと、③1993年のマーストリヒト条約により、共同体の消費者政策を推進する権限が強化されたこと、④単一市場完成のため、消費者政策が強化されたこと等⁽⁵³⁾。

単一市場の完成が大きな目標とされていたため、この時期の対策は、物やサービスの自由移動に関するものが優先される傾向にあった。制定された指令も、個別分野に関する対象範囲の狭いものがほとんどであったが、その中で、製品の安全性については、他分野に先んじて、包括的な一般法である「一般製品安全性指令⁽⁵⁴⁾」が定められた。

また、この時期には、物の自由移動と消費者保護の両立も焦点となった。その一例として、製品の安全基準に関する対応を挙げることができる。単一市場に安全な製品を流通させる手段としては、共通の品質基準を設定して、加盟国間の相違を解消する「標準化 (調和化)」と、品質基準等の統一は行わず、加盟国間の相違を相互に承認する「相互承認⁽⁵⁵⁾」とが考えられる。前者に比べ後者は自由度が高く、製品の円滑な流通を可能にする点では現実的といえるが、欧州委員会はその双方を併用した⁽⁵⁶⁾。

標準化に関しては、製品の品質や安全性について EU 共通の基準を設ける「ニューアプローチ」の考え方に基づき、製品の分野ごとに、ニューアプローチ指令と呼ばれる指令が定められた。指令は、製品の安全性等を守るための最低限の「必須要求事項」を定め、これを満たす統一規格を、各分野の欧州標準化機構⁽⁵⁷⁾が規定する。このような枠組みには、規制が柔軟かつ単純になり、新製品を市場に円滑に導入できるなど⁽⁵⁸⁾、単一市場の活性化を促す利点がある。一方、消費者保護の観点からみると、具体的な基準の制定が標準化機構に委託されるため、消費者利益が反映されないおそれが強くなる⁽⁵⁹⁾。そこで、これを防ぐ対策 (基準策定に消費者団体

(50) 前掲注 (31)

(51) Nebbia and Askham 前掲注 (11) p.26.

(52) 加盟国の人口を反映して加重票が割り当てられる決定方法で、全会一致とは異なり、予め定められた基準以上の賛成票が集まれば、法案が採決される。

(53) 井上 前掲注 (20) pp.13-14.

(54) 個別の指令の概要については、表1を参照 (以下の指令についても同じ)。

(55) ある国の安全基準に合致した商品は、公共安全・国民の健康等に悪影響を与えない限り、他の加盟国でも自由に流通することが可能であるという考え方。

(56) (財) 自治体国際化協会 (ロンドン事務所) 「欧州統合と『ヨーロッパの中の地方自治体』」『CLAIR REPORT』57号, 1992.12.25, pp.11-12.

(57) 欧州標準化委員会 (Comité Européen de Normalisation : CEN) 等。

(58) 田中晋 「CE マーク、導入20周年を契機に適用範囲拡大」『通商弘報』2006.3.16.< <http://www5.jetro.go.jp/jet-bin/pro1.cgi/data-detail.html?45dc1191365e7+4395159bde360> >

(59) (財) 自治体国際化協会 前掲注 (56) p.12.

が参画する等) への要請が高まった。

相互承認についても、この原則が導入されると、自国より低い安全基準しか満たさない製品を購入した消費者が、単一市場への信頼を失うことも考えられる。こうした意味から消費者保護対策の強化の必要性が再認識された。

この時期には、単一市場の形成に伴い、物やサービスの安全性が注目を集め、消費者政策の強化にも影響を与えた。しかし、その一方で、消費者の経済的利益や法的権利の分野での取組みは停滞した⁽⁶⁰⁾。

(3) 消費者の安全の重視 (1993年マーストリヒト条約以降)

この時期には、アムステルダム条約 (1999年) により、消費者政策の法的根拠がさらに強化され、包括的な対策が可能となったほか、契約社会の発展、IT 化の進展等の影響もあり、消費者契約関連の指令の制定が促進された。規制の対象も、個別の取引形態に関するもののみならず、消費者と事業者の契約一般に適用可能な「不公正条項に関する指令」「差止請求に関する指令」「商業上の不公正行為に関する指令」等の、重要かつ包括的な指令の制定が進んだ⁽⁶¹⁾。

さらに、近年は、消費者安全に関する指令が見直される例も多くみられる。これは、BSE 問題の発生を契機に、1990年代後半に消費者安全への関心が高まったことも一因であろう。食品安全分野においては、2002年に「一般食品法規則」が制定された⁽⁶²⁾。製品安全の分野でも、2001年に一般製品安全性指令が改正され、製品の安全性に関する生産者や流通業者の義務が強化された。また、一般製品安全指令の改正においては、増大する消費者の安全への脅威に対処するための加盟国間協力として、製品による被害を未然に防ぐための危害情報の収集・共有の制度が導入された。この早期警戒システム (Rapid Exchange of Information : RAPEX) は、食品・医薬品等を除く⁽⁶³⁾消費者向け製品のうち、安全基準上問題があり、緊急の措置を要するものを、参加国が欧州委員会に通報し、委員会がその情報を他の参加国に伝え、製品が他国に流通するおそれがある場合には、インターネット等で公示する、という仕組みである⁽⁶⁴⁾。

この早期警戒システムには、EU 加盟国およびノルウェー等の欧州経済領域 (EEA) 加盟国等が参加しているが、2005年の通報件数は、2004年に EU に新規加盟した国における摘発・通報体制が整備されたこと等により、前年から急増している⁽⁶⁵⁾。

2 消費者保護を担う組織

消費者政策に関連する主体としては、EU の主要機関 (欧州委員会・EU 理事会・欧州議会)、欧州委員会下の行政組織、さらには、民間の消費者団体等が挙げられる。これらの組織の役割も、消費者政策の発展に伴い、重要度を増している。近年では、BSE 問題を受けて行政組織の再編が行われたほか、消費者団体も、政策への消費者の参画を促進する観点から、強化されている。

(60) 井上 前掲注 (20) p.15.

(61) フリードリヒ・エーベルト財団 前掲注 (49)

(62) 樋口 前掲注 (6) pp.71-72.

(63) これらについては、個別法の規定が存在するため。

(64) ジェトロ・ブリュッセル「安全性欠陥製品の通報が急増」『EU トピックス』82号, 2006.4.5.p.1. <<http://www.jetro.be/jp/business/eutopics/EUJP82-3.pdf>>

(65) 同上 pp.1-2.

(1) EUの主要機関の位置づけ

EUの主要な機関である、欧州委員会、EU理事会、欧州議会の、消費者政策の推進主体としての位置づけは、EUの基本条約の改正に伴って変化している。欧州委員会は、単一欧州議定書の第95条(旧第100a条)において、消費者政策が欧州委員会の活動の目的の一つとされたことにより、その権限が明確になった。この時点では、指令を最終的に採択するEU理事会には、消費者保護の推進は義務付けられていなかった。しかしその後、マーストリヒト条約第153条(旧第129a条)第1項(b)により、欧州委員会だけでなく共同体としても、消費者政策を推進するものと規定されたことによって、理事会の責任も明確になった。欧州議会は、もともと消費者利益の保護に対して積極的であったが、特に、マーストリヒト条約の第153条(旧第129a条)第1項(b)(共同体全体として消費者政策を推進すべきとした)と、第247条(旧第189b条)第2項(法案成立に欧州議会の同意が必要となる「共同決定手続き」の導入)の影響により、その役割が拡大した⁽⁶⁶⁾。

(2) 欧州委員会における消費者政策担当部門

EUの消費者政策の実際の推進に際し中心的な役割を果たす欧州委員会下の行政組織も、消費者政策の発展に伴い、徐々に強化されてきた。

EUにおける最初の消費者政策担当部門は、1968年に欧州委員会の競争総局(競争政策を担当)に設置された「消費者保護ユニット」(Consumer Protection Unit)である。この部門は、パリ加盟国首脳会談後の1975年に、環境・消費者保護・原子力安全管理総局へ移管された。その後、1989年に、環境・消費者保護・原子力安全管理総局から消費者部門が独立し、「消費者政策局」(Consumer Policy Service)が設置された。この時期までは、大きな計画が行われるごとに部局の改組がなされる傾向もあった。1995年、消費者政策局は、消費者保護のみを担当する総局である「消費者政策総局」(Directorate-General for Consumer Policy)に改組された。これにより、消費者政策は、条約レベルのみならず、委員会のレベルでも、単一市場政策や共通農業政策等と同じ地位を与えられたこととなった⁽⁶⁷⁾。

1990年代後半以降は、BSE問題が、消費者政策担当部門の改編にも影響を与えた。1997年には、より有効な消費者保護政策促進のための縦割り排除の一環として、消費者政策総局は、「消費者政策・消費者保健保護総局」(Directorate-General for Consumer Policy and Consumer Health Protection)に改組された⁽⁶⁸⁾。さらに1999年には、「保健・消費者保護総局」(Directorate-General for Health and Consumer Protection)が誕生した⁽⁶⁹⁾。

(3) 民間の消費者団体の動向

EUにおける消費者団体の発祥は、1960年代に遡る。世界的な消費者運動の活発化の流れを受け、欧州においても、この時期に、加盟国のレベルで消費者を代表する団体が設立され始めた。1962年には、当時の加盟6カ国の8つの消費者団体によって、欧州レベルの連合組織であ

(66) 井上 前掲注(20) pp.18, 26.

(67) 同上 pp.21-22.

(68) なお、BSEの影響としては、他に、食品安全問題に関する全ての科学委員会と動植物検疫事務局が消費者政策総局に移管され、組織の再編・改組が行われた。

(69) 国民生活審議会 前掲注(39) (「参考 EUと消費者政策 EUの消費者政策の推移について」)

る欧州消費者機構（Bureau Européen des Unions de Consommateurs : BEUC）が設立された⁽⁷⁰⁾。

EUにおいては、消費者政策の決定や推進における民間の消費者団体の役割が重視されている。例えば、消費者団体が消費者を代表して欧州委員会で意見を述べる制度が公式に導入されている。1962年に、欧州消費者機構等の欧州レベルの消費者団体が、欧州委員会に対し意見を表明するために、消費者問題連絡委員会が設立された。その後、消費者問題連絡委員会は、1972年のパリ加盟国首脳会談を受けて改組され、1973年に、消費者諮問委員会（Consumer's Consultative Committee : CCC（欧州消費者機構、ヨーロッパ共同体家族組織委員会、ヨーロッパ共同体消費者組合、ヨーロッパ労働組合連合からなる））が設立された。消費者諮問委員会は、その代表性を強化するために、1989年には、メンバーを拡充して消費者諮問評議会（Consumer's Consultative Council : CCC）となった⁽⁷¹⁾。その後、1995年のさらなる改組により、消費者委員会⁽⁷²⁾（Consumer Committee : CC）が創設されている。第三次3カ年計画（1996-98年）の時期には、欧州委員会や欧州議会⁽⁷³⁾も、消費者団体の活動の活性化を図った⁽⁷⁴⁾。

EUの消費者団体は、EUレベルの消費者政策への意見表明のほかにも、単一市場の促進と消費者保護を両立するための活動を行っている。例えば、製品の品質基準に関しては、統一規格の策定を委ねられている標準化機構の活動に参加している⁽⁷⁵⁾。こうした点からも、消費者団体の役割は重要であるといえる。

EUの政策への消費者団体の積極的な関与等を担保する手段として、EUにおいては、消費者団体の強化・支援の取り組み⁽⁷⁶⁾、補助金の拠出⁽⁷⁷⁾等が行われている。

おわりに

EUの消費者政策は、近時の我が国の消費者政策の主要課題となっている、消費者団体訴訟制度の活用や、製品安全分野の情報収集・公開制度に関しては、我が国に比べより進んでいる。これらの課題への対応について、我が国がEUから学ぶべき点は多い。

また、現在構想の段階にある、東アジア共同体⁽⁷⁸⁾における消費者問題を考える際にも、EUの経験は参考となるであろう。東アジア諸国間には大きな経済格差が存在する。消費者保護の分野に関しても、対策が未発達な国もみられ、経済統合を実現する際には、EUと同様に、安全性を欠く製品の我が国への流入等が問題になる可能性がある。東アジア域内全体の消費者保護の水準の向上のためには、消費者分野における「開発途上国」への支援にも注力しなければならない。この点からも、今後も拡大を続けるEUの消費者政策の動向に注目する必要がある。

（よこうち りつこ 経済産業課）

(70) 井上 前掲注 (20) p.12.

(71) (社)日本経済調査協議会『EC公式資料集2 -欧州共同体と消費者保護-』1991, p.3.

(72) 消費者委員会は、加盟各国および共同体レベルの消費者団体によって構成されている。

(73) マーストリヒト条約で、新たに共同決定手続きが採用されたため、権限が強化された（Ⅲ2（1）参照）。

(74) 井上 前掲注 (20) pp.21-22, 29.

(75) (財)自治体国際化協会 前掲注 (56) p.12.

(76) 国民生活審議会 前掲注 (36) pp.1-2.

(77) 内閣府 前掲注 (36) pp.33-34.

(78) 外務省ホームページ「東アジア首脳会議」<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eas/index.html>>